

おくやみ
ハンドブック

甲州市
Koshu City



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

甲州市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

甲州市役所 0553-32-2111（代表）

事前準備について

甲州市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

お手続き可能な人（相続人など）が来庁できない場合は、委任状が必要です。ご不明な点がございましたら、受付窓口へお問い合わせください。



STEP 3

おくやみコーナーの予約（☎ 0553-32-5061）

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。

※ご自身で各窓口を移動する場合は、予約の必要はありません。



STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、甲州市役所（本庁舎）へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

☐ 認印（※相続人代表及び喪主）

☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※お手続き可能な人（相続人など）が来庁できない場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

それぞれの手続きページをご確認ください。

本人確認書類について

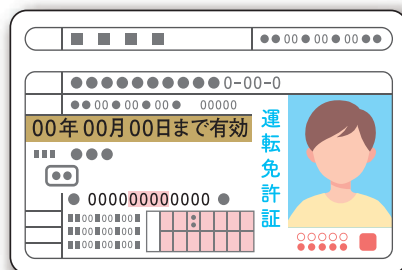
☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、
パスポート、身体障害者手帳、在留カード など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険の資格確認書・介護保険被保険者証、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



MEMO

おくやみコーナーのご案内

甲州市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を本庁舎に設置しています。ご利用には、来庁する2開庁日前までに電話予約が必要です。

※死亡時に甲州市に住民登録をされていた方のご遺族が対象です。

※おくやみコーナーを利用せず、直接各担当課でお手続きすることもできます。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

※内容によっては一度で終わらない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



●専用ブースで安心して相談できます

予約方法について

来庁する2開庁日前までに以下の方法で予約してください。

●電話予約（「おくやみコーナーの予約」とお伝えください）

電話番号：**0553-32-5061**

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

【予約可能枠】

- ① 午前10時から ② 午後2時から ③ 午後3時30分から

※予約時間を15分以上経過しても来庁されなかった場合はキャンセル扱いとなります。



甲州市おくやみコーナー

場 所：甲州市役所本庁舎1階 市民課

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	印鑑登録をしていた	P.8
健康保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.13
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.14
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市税等の納付が済んでいない	P.15
	☐	市民税が課税されていたまたは課税される予定	
	☐	固定資産を持っていた	P.16
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.18
	☐	高額介護(予防)サービス費の支給を受けていた	
	☐	送付先の設定をされていない方	P.19
在宅高齢者生活支援サービス	☐	在宅高齢者生活支援サービスを利用していた。	P.20
	☐	ふれあいペンダント(緊急通報システム)を利用していた。	
福祉(障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.21
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉(障がい)	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.22
	☐	甲州市重度障害児福祉手当、甲州市障害児福祉年金を受給されていた	P.23
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.24
	☐	重度心身障害者医療費助成(重度医療)を受けていた	
	☐	福祉タクシー券を利用していた	P.25
	☐	やまなし思いやりパーキング利用者証を利用していた	
	☐	障害児通所サービスを利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.26
	☐	社会参加支援事業を利用していた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.27
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた	P.28
	☐	ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.29
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.30
	☐	市町村設置型浄化槽を使用していた	
	☐	下水道事業受益者負担金・分担金または浄化槽工事分担金を納付中であった	P.31
その他の手続き	☐	家財整理をしたい	P.32
	☐	犬を飼っていた	
	☐	空き家に関する相談	P.33
	☐	農地を所有していた	P.33

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの保管・返却・破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 亡くなられた方に関する手続きに個人番号を使用することがありますので、全てのお手続きが終わるまでは保管してください。 不要になったら返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード ※ カードの返却義務はありません。不要となったカードを返却する場合は、亡くなられた方の個人番号入りの住民票を取得することができませんので、必要に応じて個人番号を控えてから返却してください。	市民課 住民記録・戸籍担当 ☎ 0553-32-5061

住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となりますのでカードを返却または裁断して破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 住民記録・戸籍担当 ☎ 0553-32-5061

MEMO

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または裁断して破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証 (カード)	市民課 住民記録・戸籍担当 ☎ 0553-32-5061

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 各種証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために国民健康保険に関わる各種証を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険に関わる各種証	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

MEMO

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税担当までご連絡ください。	相当な期間（概ね3か月）
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 市民税担当 ☎ 0553-32-5069

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 各種証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために後期高齢者医療に関わる各種証を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療に関わる各種証	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の印鑑・通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

MEMO

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人の方に支給されます。	診療月の翌月1日から 2年間
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の印鑑・通帳 ☐ 相続人であることがわかる書類 【法定相続人の場合】 ☐ 戸籍謄本の写し等（甲州市に本籍がある場合は不要です。） 【指定相続人の場合】 ☐ 遺言書の写し等	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

手続き④ 通知類等送付先変更の申請

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の未納または還付、医療費の給付に関するお手紙を送付する場合があるため、送付先変更の申請をお願いしています。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人またはご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き

未支給年金・未支払給付金請求、受給権者死亡届（報告書）、
国民年金死亡一時金請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合のみは、市役所へお問い合わせください。	【未支給年金・未支払給付金請求】 受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年 【国民年金死亡一時金】 死亡日の翌日から2年
	手続き可能な人
	生計同一の三親等以内のご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写し等	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

厚生年金に加入または受給していた

手続き

必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、年金事務所等へお問い合わせください。全国の年金事務所で受付が可能です。	お問い合わせください
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	日本年金機構 甲府年金事務所 ☎ 055-252-1431

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農林振興課 農地担当 ☎ 0553-32-5092

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税等の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。 亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)を利用されていた場合は口座振替は停止となり、納付書を郵送または相続人来庁時に交付しますので、そちらで納付してください。	納付書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	税務課 収納担当 ☎ 0553-32-5074

市民税が課税されていたまたは課税される予定

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきますこととなります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税担当までご連絡ください。	相当な期間(概ね3か月)
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 市民税担当 ☎ 0553-32-5069

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定する届出になります。また、法定相続人以外の方が届出をされる場合は、現所有者として申告していただきます。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書が届いた方は約3週間以内
	手続き可能な人 ・相続人代表者となる方 ・現所有者となる方
	問い合わせ先
必要なもの 【法定相続人の方】 ☐ 原則不要 【法定相続人以外の方】 ☐ 遺言書の写し等	【税務課資産税担当】 ☎ 0553-32-5065 【管轄の法務局】 甲府地方法務局 ☎ 055-252-7151

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた年度内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 【相続人以外の方が手続きする場合】 ☐ 相続人からの委任状	税務課 市民税担当 ☎ 0553-32-5069

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた年度内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 【相続人以外の方が手続きする場合】 ☐ 相続人からの委任状	税務課 市民税担当 ☎ 0553-32-5069

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付されていた場合は返却または破棄してください。 また、思いやり駐車区画利用証を交付されていた方は、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証（黄緑色） 【以下は交付されていた方のみ】 ☐ 介護保険負担割合証（ピンク色） ☐ 介護保険負担限度額認定証（クリーム色） ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（水色） ☐ 思いやり駐車区画利用証	介護支援課 介護保険担当 ☎ 0553-32-5066

高額介護（予防）サービス費の支給を受けていた

手続き 高額介護サービス費等の手続き

手続き詳細	期 限
高額介護（予防）サービス等の支給を受けられていた場合は、振込先口座を相続代表人の口座に変更するための手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続代表人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続代表人の通帳	介護支援課 介護保険担当 ☎ 0553-32-5066

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

送付先の設定をされていない方

手続き 書類送付先設定届出書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に介護保険料や介護給付に関するお手紙を送付する場合がございます。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出者の本人確認書類	介護支援課 介護保険担当 ☎ 0553-32-5066

MEMO

6. 在宅高齢者生活支援サービスに関する手続き

在宅高齢者生活支援サービスを利用していた

手続き 未利用券等の返却

手続き詳細	期 限
外出応援サポート事業(タクシー券)、介護用品支給サービス(オムツ券)、訪問理美容サービスの未利用券を返却してください。	3か月以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 外出応援サポート事業、介護用品支給サービス、訪問理美容サービスの未利用券	介護支援課 高齢者支援担当 ☎ 0553-34-5434

ふれあいペンダント(緊急通報システム)を利用していた

手続き ふれあいペンダント(緊急通報システム)の利用取消

手続き詳細	期 限
ふれあいペンダント(緊急通報システム)の機器を撤去する際、親族の立会いが必要になります。	1か月以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護支援課 高齢者支援担当 ☎ 0553-34-5434

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本(受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し ☐ 印鑑	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

甲州市重度障害児福祉手当甲州市障害児福祉年金を受給されていた

【受給者（保護者）が亡くなられた場合】

手続き

重度障害児福祉手当受給者等異動届、障害児福祉年金異動届、口座振替申込書の提出また受給対象児童が20歳未満の場合は、受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が甲州市重度障害児福祉手当等を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。また未支払いの手当等及び受給者の変更につき、手続きが必要です。	速やかに 手続き可能な人 親族（代表相続人）または受給者が亡くなられた後、対象児童を同一世帯で監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【未払い分がある場合】 ☐ 相続人の振込口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカード等） 【受給予定者の場合】 ☐ 対象児童の障害者手帳 ☐ 受給予定者の金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 印鑑	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

【児童が亡くなられた場合】

手続き

重度障害児福祉手当受給者等異動届、障害児福祉年金異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が甲州市重度障害児福祉手当等を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに 手続き可能な人 受給者（保護者）
必要なもの	問い合わせ先
なし	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

重度心身障害者医療費助成（重度医療）を受けていた

手続き 重度医療受給者証の返却及び、重度心身障害者医療費受給資格等変更届（資格喪失及び口座変更+誓約書）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	代表相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度医療受給者証（黄色） ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は代表相続人の振込口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカード等） ☐ 代表相続人の本人確認書類	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

やまなし思いやりパーキング利用者証を利用していた

手続き やまなし思いやりパーキング利用者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が思いやりパーキング利用者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の思いやりパーキング利用者証	祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

障害児通所サービスを利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却または支給決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却または保護者変更となります。 受給に係る児童が亡くなられた場合には障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 障害福祉サービス受給者証	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

社会参加支援事業を利用していた

手続き 社会参加支援事業利用登録証の返却または登録決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が社会参加支援事業を利用していた場合、死亡日をもって社会参加支援事業利用登録証の返却または保護者変更となります。 利用に係る児童が亡くなられた場合には社会参加支援事業利用登録証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 社会参加支援事業利用登録証	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き、未支払い分請求手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、受給者を変更する手続きや、未支払い分の児童手当の請求手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給者変更の手続き】 ☐ 受給予定者名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 受給予定者のマイナンバーカード（個人番号・加入保険の確認） 【未支払い分がある場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 手続きを行う人の印鑑 ☐ 児童扶養手当支給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、受給者情報変更の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となります。 保護者が亡くなった場合、受給者情報を変更するお手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【児童が亡くなった場合】 ☐ 児童の子ども医療費助成金受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 【保護者が亡くなった場合】 ☐ 児童の子ども医療費助成金受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 変更後の児童の加入医療保険が確認できるもの ☐ 新しい保護者名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、喪失届提出の手続き、子ども医療の申請手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方のひとり親家庭医療費助成金受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 【保護者が亡くなった場合】 ☐ 変更後の児童の加入医療保険が確認できるもの ☐ 新しい保護者名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

8. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、水道料金引き落とし口座変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水等を使用しており、公共下水道に接続されている世帯(下水道使用料のみをお支払いの世帯)の方が亡くなられた場合も同様の手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 総務担当・下水道担当 ☎ 0553-32-5077

市町村設置型浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽所有者変更届または浄化槽休止届等の手続き、浄化槽料金引き落とし口座変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または休止等の手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 下水道担当 ☎ 0553-32-5078

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

受益者(納付義務者)変更届の提出

手続き 名義変更または引き落とし口座変更の手続き

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金・分担金または浄化槽工事分担金を納付中の受益者(納付義務者)が亡くなられた場合は、名義の変更の手続きをお願いします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 下水道担当 ☎ 0553-32-5078

MEMO

10. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 甲府・峡東クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
甲府・峡東クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所を確認できる書類を持参し、甲府・峡東クリーンセンターの受付に提示してください。 ※甲府・峡東クリーンセンターで処分できない物があります。詳しくは直接ご連絡いただくか、HPをご覧ください。 ※ごみの発生場所（住所）が甲州市、甲府市、笛吹市、山梨市外の場合は搬入できません。	なし (搬入日当日にお持ちください)
	手続き可能な人
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	甲府・峡東クリーンセンター ☎ 055-266-7744 HP: https://www.kofu-kyotojimukumiai.jp/

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項の変更の手続き

手続き詳細	期 限
故人が犬の飼い主であった場合、犬の登録事項の変更手続きが必要です。右の二次元コードから申請いただくか、環境課へ届け出てください。 (https://logoform.jp/form/jfkY/160339)	30日以内
	手続き可能な人
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 鑑札、狂犬病予防接種通知はがき（お持ちの方のみ）	環境課 環境対策担当 ☎ 0553-33-4404

MEMO

10. その他の手続き

空き家に関する相談

手続き 空き家の管理・利活用などについて

手続き詳細	期 限
故人が住宅、土地の所有者であった場合、民法上相続登記の申請義務化の対象となります。円滑な相続後、管理不全空家等になる前に早期の再利用（空き家バンク）や、解体除去による土地の貸借や売却を検討し、効果的な利活用に努めてください。	できるだけ速やかに （法律上3年以内）
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続後の登記簿謄の写し ☐ 固定資産税の名寄帳の写し	政策秘書課 地域未来戦略担当 ☎ 0553-32-5037 環境課 環境対策担当 ☎ 0553-33-4404

農地を所有していた

手続き 農地を相続等で取得した時の届出

手続き詳細	期 限
農地の権利を相続等で取得した場合、提出してください。（郵送可）	権利を取得したことを知った 時点から10か月以内
	手続き可能な人
	権利を取得した方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3の規定による届出書 ※届出書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。 ☐ 登記簿謄本や登記完了証の写しなど、届出者が権利取得したことを確認できるもの	農林振興課 農地担当 （農業委員会事務局） （本庁舎2階11番窓口） ☎ 0553-32-5092

MEMO

空き家についてご一考ください。

～ 早めの対応がポイントです！！ ～

★不動産の相続登記のルールが変更！！

相続で不動産を取得したら3年以内に相

登記の申請をしなければなりません。正当な理由がなく義務違反した場合 10 万円以下の過料の対象となります。

■お問い合わせは…

甲府地方法務局(☎055-252-7151)まで。

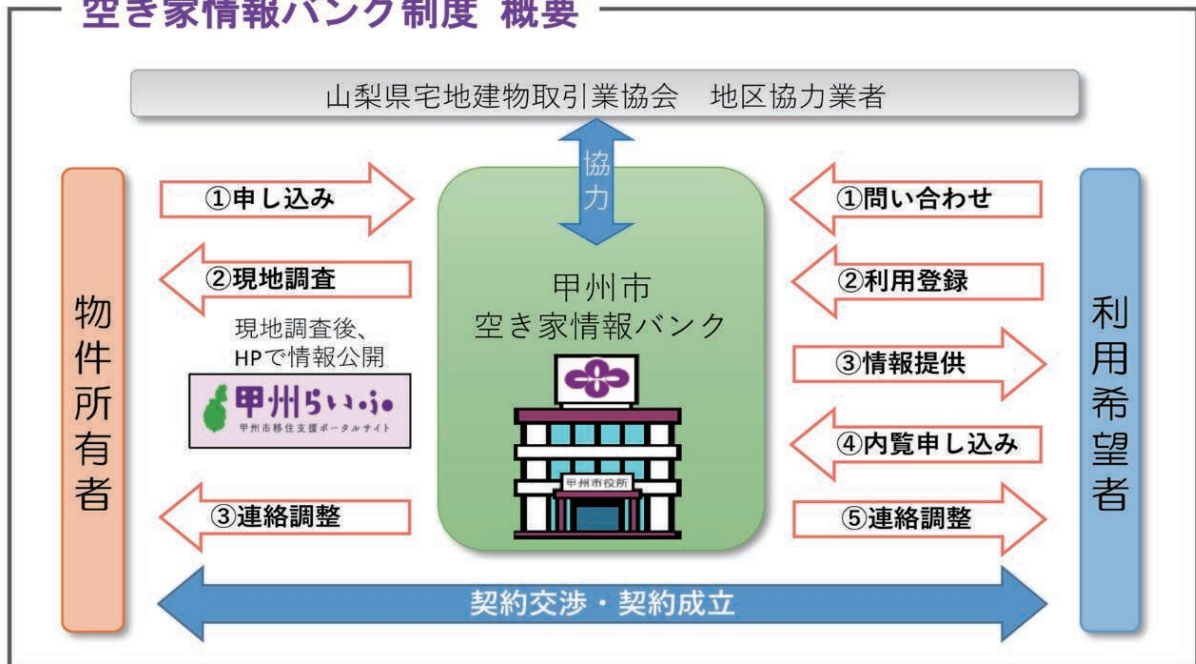


★空き家対策をマンガで！！

空き家を所有することのデメリット等多様な情報から空き家について考えるきっかけにしてください。



空き家情報バンク制度 概要



■ご相談は、政策秘書課(0553-32-5037) 環境課(0553-33-4404)へ。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

相続について

委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

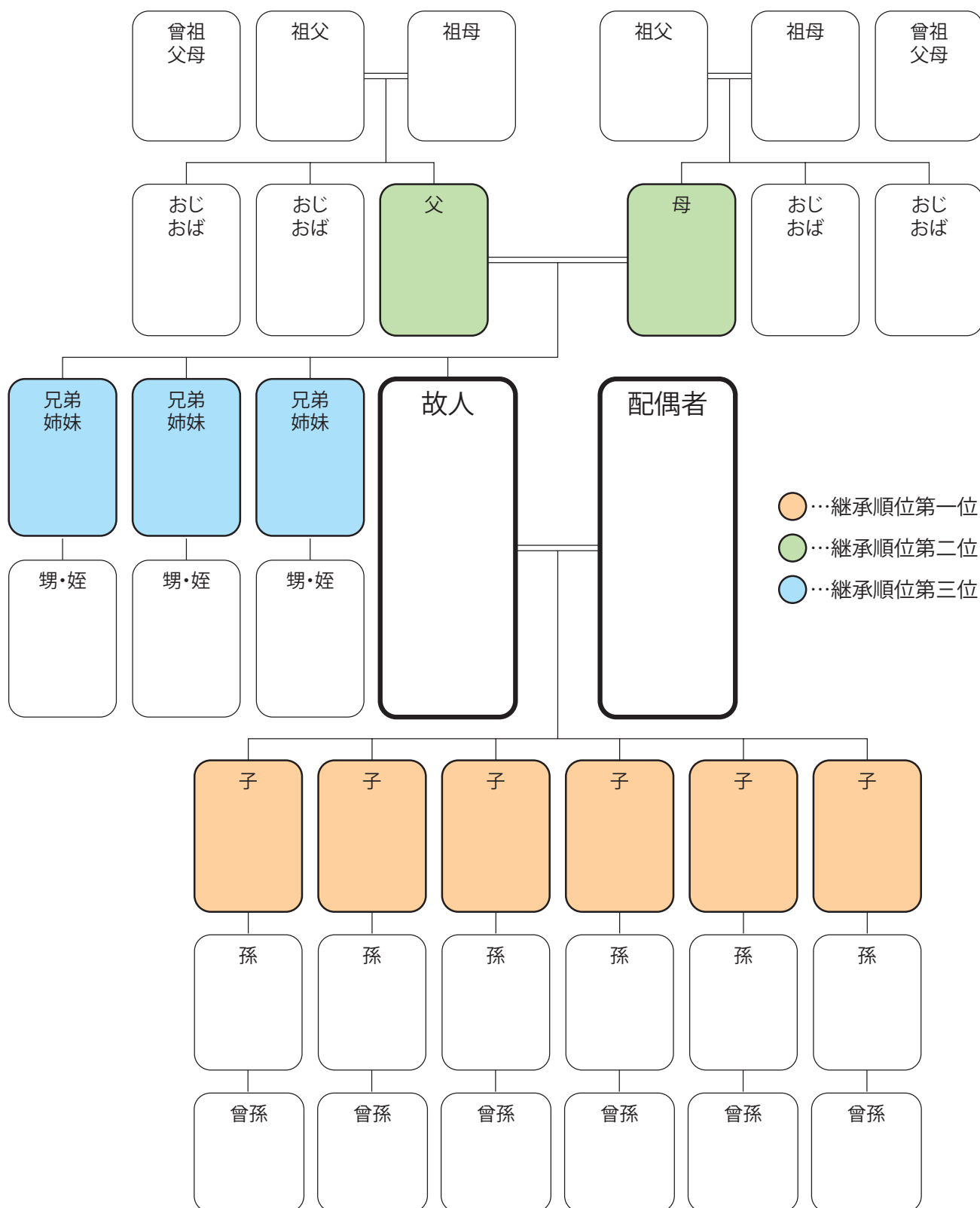
家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

各種手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

相続について

委任状

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から受入証明書を発行してもらいます。
※永代使用許可書など任意の様式でも構いません。

2 埋葬証明を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明（改葬許可申請書に記名押印）を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・申請者の顔写真付き
身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って
改葬許可証を受け取ります。

※市区町村によっては、必要書類が異なる場合がある
ので事前に確認してください。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。
遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、
事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課 住民記録・戸籍担当

☎ 0553-32-5061

URL: <https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2021012000725/>

MEMO

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

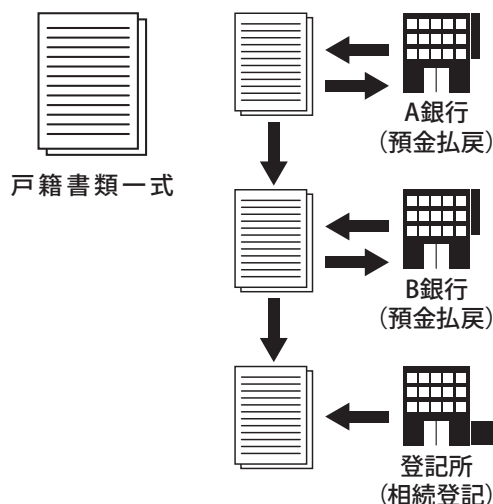
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

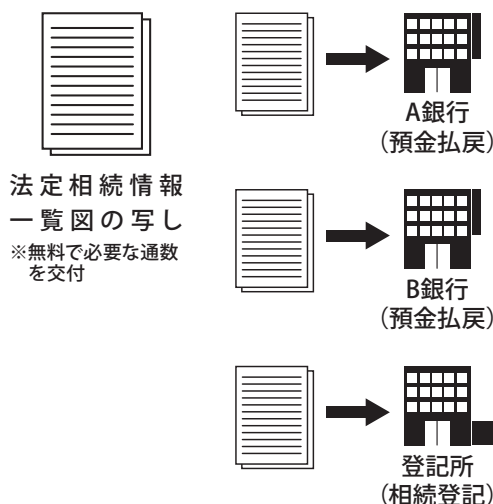
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

相続について

委任状

委任状

<コピーしてお使いください>

※この委任状は、委任者が全て記入してください。

(あて先)甲州市長

令和 年 月 日

私は下記代理人に、以下の事項を委任します。

● 委任事項

(当てはまる項目に☑をつけてください。☑がない場合はお受けできません。)

☐ 住民票に係る証明書の取得※1

(例：住民票謄抄本・除票・記載事項証明 等)

☐ 戸籍に係る証明書の取得※2

(例：戸籍謄(抄)本・原戸籍・除籍・附票 等)

本籍 (山梨県甲州市)

筆頭者の氏名 ()

☐ に関する手続き※3

☐ に関する手続き※3

☐ に関する手続き※3

※1 住民票は、同じ世帯以外の方が請求する場合に委任状が必要です。

※2 戸籍証明書は、配偶者及び直系血族以外の方が請求する場合に委任状が必要です。

※3 委任者(頼む人)は、おくやみハンドブックに記載されている「手続き可能な人」をご参照ください。

※手続き内容によって本委任状では行えない手続きがあります。

① 亡くなった方 (死亡日：令和 年 月 日)

住所：

氏名： 生年月日：大・昭・平・令 年 月 日

② 委任者(頼む人)

①の方からみた続柄(配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他「 」)

住所：

氏名： 生年月日：大・昭・平 年 月 日

電話番号：

③ 代理人(頼まれた人、窓口に来る人)

②の方との関係()

住所：

氏名： 生年月日：大・昭・平 年 月 日

電話番号：

※代理人(窓口に来る人)は本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)をご持参ください。
また内容が不明瞭な場合、委任者にご連絡する場合がございますのでご了承ください。

MEMO

司法書士はあなたの街の身近な法律専門家です

相続手続きにお困りの方

当事務所が親身にかつ全力でサポートさせていただきます

相続登記手続き

遺産整理・承継業務

遺言書作成

生前贈与

成年後見



上記の他に、起業の際のお手続きや、住宅購入・農地売買時の登記のお手続きにつきましてもご相談ください。

一生に何度も経験されることのない相続のお手続き。
相続に関するお悩みは各ご家庭で様々です。

**おひとりで悩まずに
まずはお気軽にご相談ください**



代表/望月真弓
司法書士・行政書士

山梨県甲州市塩山上於曾421番地5

中澤ガード交差点 北東

司法書士法人KOM 塩山事務所
望月真弓行政書士事務所

☎ 0553-33-2471

FAX:0553-33-2437
営業時間:9:00-18:00
定休日:土・日・祝日

山梨県司法書士会
山梨県行政書士会 所属

不動産の相続でお困りなことはございませんか

空家を
放置すると

「近隣住民とトラブル」「固定資産税が増えてしまうおそれ」
「資産価値が低下する」「維持管理のコストがかかる」など

そうなる前に

・ 売 買 ・

売りたい方・買いたい方ご相談下さい

・ 賃 貸 ・

入居・退居等の手続や管理もお任せください

ご相談・査定は無料です

もちろん秘密厳守

売買・賃貸総合的にご提案

ご相談は
こちらから



JOINS

地域密着・女性目線だからこそできるご提案があります。

TEL

055-231-5306

株式会社ジョインズ

FAX

055-231-5307

営業時間

9:00~17:00

〒409-3867山梨県中巨摩郡昭和町清水新居292オークラタウン103

免許証番号 山梨県知事(1)第2600号



ホームページ

<https://y-joins.com/>

モノの片付けや整理 お困りごとありませんか？



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様の
ご状況に合わせて寄り添いサポートいたします

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積も可能です。
(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で
実績のある業者を紹介するので安心です。



通話料
無料

0120-964-850

受付時間 9:00~18:00(年中無休)

安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業



相続が発生してお困りの方へ



相続相談無料

※2019年～現在

相続相談実績150件以上

相続手続きの最初の窓口として
大木行政書士事務所にぜひご相談ください。



こんなこと**相談**してもいいのかな？

何をいつまでにすればいい？

書類は何が必要？

お金の関係が心配…



基本的なお悩みから、遺言書の作成、不動産名義変更のための
遺産分割協議書・相続関係図の作成、預金の解約、保険金の請求をはじめ、
難しい相続手続きまで、何でもご相談ください。

丁寧、
親身な
サポート

相続
丸ごと
サポート

他士業
との
連携可

不動産や
預金・株・
電柱など

＼ ご自宅までお伺いいたします。 ／

大木行政書士事務所

受付時間：【平日】9:00～19:00 【土曜日】午前中
定休日：土曜日の午後、日曜日

☎ 090-5416-7227

山梨県南アルプス市清水 302-2



ホームページは
こちらから



本誌ご持参で、弊社報酬額から3%引き

仏事に関するご相談は朱宮へ

甲府本店

〒400-0032

山梨県甲府市中央 4-3-4

TEL : 055-235-3838

営業時間 : 9:00～19:00 (木曜定休)

ワシントンホテル隣り 駐車場完備



お位牌・お墓・お仏壇は専門店へ

 **0120-33-4382**

受付時間 9:00～19:00 (木曜定休)

古いお仏壇のご移動・ご処分についてもご相談ください。



石和店

〒406-0801

山梨県笛吹市御坂町成田 1349

TEL : 055-262-0234

営業時間 : 10:00～18:30 (水曜定休)

20号バイパス沿い 長塚立体横

朱宮神佛具店

<https://www.shumiya.co.jp/>



本誌ご持参で、お位牌文字入れ半額にて賜ります

発行 甲州市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2025 年 5 月

